

# 福井県小中学校長会事務局規定

## 第1条（名称・構成）

福井県小学校長会（以下、「小学校長会」という）、福井県中学校長会（以下、「中学校長会」という）、福井県公立小中学校教頭会（以下、「教頭会」という）は、合議の上、共通の事務局を設置する。事務局の名称は、福井県小中学校長会事務局（以下、「事務局」という）と称する。

## 第2条（目的）

事務局は、小学校長会・中学校長会・教頭会の適正な運営と各々の会員が緊密な連携を保つことを目的とする。

## 第3条（事業）

事務局は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 小学校長会・中学校長会・教頭会の各会の事業計画書作成に関すること。
- (2) 小学校長会・中学校長会・教頭会の各会の会員相互の連絡調整に関すること。
- (3) 全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国公立学校教頭会およびその他関係機関と小学校長会・中学校長会・教頭会の各会との連絡調整に関すること。
- (4) 小学校長会・中学校長会・教頭会の連携強化に関すること。
- (5) その他、小学校長会・中学校長会・教頭会の各会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## 第4条（事務所および事務局員）

事務局事務所は、小学校長会・中学校長会・教頭会の各会会長の合議で決定し、指定したところに置く。ただし、各会会長は、各会の総会において、事務局事務所を指定したところを報告しなければならない。

- 2 事務局には、小学校長会・中学校長会・教頭会の各会長が合議の上、選考、指名する事務局長および事務局員を置く。ただし、各会会長は、各会の総会において、指名した事務局長および事務局員を報告しなければならない。
- 3 事務局長および事務局員の任期は、毎年5月1日から4月30日までの1年とする。再任する場合には、各会会長の合議により決定する。
- 4 事務局長は、小学校長会・中学校長会・教頭会の各会長の命を受け、第3条に掲げた事業を行う。
- 5 事務局員は、事務局長の命を受け、実務に従事する。

## 第5条（運営費）

事務局運営に必要な経費は、小学校長会・中学校長会・教頭会が按分して負担する負担金とその他収入をもって充てる。ただし、各会の負担額は、各会の総会（または理事会）において審議、承認された金額とする。

- 2 事務局運営費の保管・管理・執行は、小学校長会・中学校長会・教頭会の各会会長の監督下で、事務局長が責任を負う。

## 第6条（会計年度）

事務局運営費の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 事務局長は、事務局運営費の執行状況を小学校長会・中学校長会・教頭会の各会に報告し、各会の総会（または理事会）の承認を得なければならない。

付 則

1 平成24年4月1日制定・施行

2 令和4年2月25日一部改正（第4条3項）